

建築士制度小委員会（第5回）議事次第

日時：平成19年11月6日（火）

15：30～17：30

場所：国土交通省4階特別会議室

1. 開会

2. 議事

- （1）第4回建築士制度小委員会議事要旨の確認について
- （2）建築士受験資格について（学歴要件、実務経験要件、専門能力を有する技術者の受験資格）
- （3）講習制度に関する残された論点の整理
- （4）その他

3. 閉会

<配付資料>

- 資料 1 建築士制度小委員会（第4回）議事要旨（案）
- 資料 2 学歴要件（大臣の指定する建築に関する科目）について
- 資料 3 実務経験要件について
- 資料 4 専門能力を有する技術者受験資格見直しについて
- 資料 5 講習制度に関する論点整理
- 資料 6 建築士の定期講習について
- 資料 7 構造／設備設計一級建築士講習等について
- 資料 8 管理建築士講習について
- 資料 9 「建築士試験の受験資格に係る授業科目に関する実態調査」について
- 資料 10 一級建築士試験の試験内容見直しの方向性について（中央建築士審査会中間とりまとめ）

- 参考資料 1 建築士制度小委員会委員名簿
- 参考資料 2 建築士制度小委員会のスケジュール
- 参考資料 3 社会資本整備審議会答申（抜粋）（講習関連部分）
- 参考資料 4 社会資本整備審議会答申（抜粋）（受験資格部分）
- 参考資料 5 建築士法第14条第4項に基づく学校認定における運用基準

（参考配布：委員からの意見、その他の団体からの要望書等）

建築士制度小委員会（第4回）議事要旨（案）

日 時：平成19年9月21日（金）10:00～12:00

場 所：国土交通省合同庁舎3号館11階特別会議室

出席者：村上小委員長、青木委員、金子委員、木原委員、河野委員、久保委員、笹田委員、戸田委員（代理）、服部委員、藤本委員、牧村委員（代理）、町井委員、三栖委員

〔議事要旨〕

- 前回議事要旨の確認を行った。
- 国土交通省より、中央建築士審査会で中間とりまとめを行った一級建築士試験の試験内容の見直しの方向性について、報告があった。
- 国土交通省より、講習制度に関して論点整理の説明を行った。
- 国土交通省より、建築士受験資格見直しについての論点整理の説明を行った。
- 上記説明に関し、委員より、以下の発言があった。

《定期講習について》

- ・ テキストを参照しながら行う修了考査で、かつ、内容の理解度を確認する修了考査であれば、〇×式とは言え、1時間、30問程度でよいのではないか。
- ・ 講習については、講義の内容や修了考査の水準等について、最低限のレベルを調整する必要があるが、そのうえで、登録講習機関ごとの講義内容等についての自由度、工夫を認める余地を残すべき。
- ・ 修了考査の公平性が重要。考査問題についてはそれぞれの登録講習機関が作成するより、まとめて作成した方が効率的であり、公平性も担保される。何らかの工夫を検討してほしい。

《構造／設備設計一級建築士講習等について》

- ・ 構造設計一級建築士について、木造建築についても講義を実施すべき。
- ・ 講義の内容として、法適合確認については必要であるが、構造設計や設備設計についての講義や修了考査は不要ではないか。
- ・ （上記意見に対し、）高度な建築設計を行う建築士として、きちんと設計の知識について講義を行い、修了考査で確認すべき。
- ・ 3～4日の講習では建築士の負担が大きい。短縮できないか。

《受験資格（実務経験要件）について》

- ・ 建築士が、施工分野においても活動し、建築の質の向上に寄与してきたことを踏まえ、施工管理の経験も実務経験とすべき。
- ・ 設計・工事監理という建築士の業務に必要な訓練をきちんと受けている必要がある。
- ・ 大学院において実務訓練を行っているような大学も幾つかあるので、これらについても幅広く実務経験として認めるべき。

《その他》

- ・ 審議会においては、ディテールを通じて基本的な性格に関わる議論を行うものの、制度の大枠についてきちんとした議論を行うべき。

学歴要件（大臣の指定する建築に関する科目）について

（注）今回、御議論頂きたい点について、〔 〕書きで示しています。

〔検討に際しての論点（第1回小委員会で提示したもの）〕

1. 「国土交通大臣の指定する建築に関する科目」の基準（科目、単位数（必修、選択必修の別））はどういったものとすべきか。
2. 大学等における各々の科目が基準に該当するかの確認の方法はどうすべきか。
3. 受験時に、各々の受験生が基準に該当した科目を履修しているかどうかの確認の方法はどうすべきか。

〔小委員会における主な意見〕

- ・ 建築士として必ず履修すべき科目を厳選し、最低限必要な科目を指定すべき。
- ・ 技術倫理や法令遵守に関する科目を重視する必要。
- ・ 科目名称でなくその内容を、定期的に、確認する仕組みが必要。
- ・ 学歴要件、実務経験、建築士試験が三位一体となって改革されるべき。したがって、中央建築士審査会における試験内容の見直しの議論とも、出来る限り情報交換を行う必要。

論点1：「国土交通大臣の指定する建築に関する科目」の基準（科目、単位数（必修、選択必修の別））はどういったものとすべきか。

1) 基本的考え方について

- 建築の教育課程は総じて自由度が高く、多様化している実態を尊重し、建築士受験資格のための指定科目を設定することで、こうした実態に過度に制約が加わることをないように留意する。
- 従って、指定科目の設定にあたっては、これらの科目を履修することで、建築士の独占業務である設計・工事監理を行うに必要最小限の知識が得られるよう設定する。

2) 必修科目、選択科目の基本的考え方について

- 一定の自由度を確保しつつ、必要不可欠な項目を必ず履修させるために、別添資料の指定科目を設定し、小分類（建築計画、設計製図、環境工学、建築設備、構造力学、建築一般構造、建築材料、建築施工等）ごとに必要単位をバランスよく取得するよう設定することでどうか。

3) 指定科目の具体的内容について

ア) 土木との境界領域的な科目との線引き

- 「建築設計・計画」「建築環境・設備」の分野については、当該科目が建築（住宅含む）を対象とし題材としている場合には、指定科目の対象とする。
- 一方で、「建築構造」「建築生産」の分野については、当該科目が特段、建築（住宅を含む）を対象としていなくとも、指定科目の対象とする。

イ) 基礎的な科目との線引き

- 広く工学部全般を対象とするような基礎科目（例：数学、物理学、電気工学）は指定科目の対象としない。

論点2：大学等における各々の科目が基準に該当するかの確認の方法はどうすべきか。

- 国土交通省・指定試験機関（(財)建築技術教育普及センター）等が事前に大学等からシラバスを取り寄せ、チェックを行う方向で検討する。
- チェックの結果、認められる科目について通知を行うとともに、ホームページに掲載する方向で検討する。

論点3：受験時に、各々の受験生が基準に該当した科目を履修しているかどうかの確認の方法はどうすべきか。

- 大学等が受験生に対し、指定科目履修を証明した履修証明証を発行する方向で検討する。

(参考1)大臣の指定する建築に関する科目(案)

分類	標準的な授業内容	標準的な科目の例	必要 単位数
建築計画	単体建築物や空間の計画のもとになる人間の行動や意識と空間との相互作用に関するもの	建築計画、設計計画、住宅計画、建築防災計画、都市計画、住宅地計画、建築意匠、地域計画、景観工学、建築史 等	建築・住宅に関するものに 限る。
建築製図	建築物及び工作物等を製作したり施工したりするために、その形態、材料、構造などを決め、図面などに表示する演習等	図学、設計計画、設計製図、鉄骨構造設計、鉄筋コンクリート造設計、建築製図演習、CAD 演習 等	
環境工学	建築等の環境において人体の健康に及ぼす影響を考察するもの	建築環境工学、音環境計画、光環境計画、建築熱環境計画、建築音響学、建築環境測定、衛生工学 等	
建築設備	建築等に設けられる各種の環境形成・維持システムや、各種の利便設備、安全設備及びそれらを運転するために必要なエネルギー供給設備に関するもの	建築設備、建築設備理論、防災設備論、衛生工学 等	
構造力学	構造物の応力や変形を求める構造計算の基礎理論	構造力学、材料力学、構造解析、振動解析、建築構造実験、耐震設計、土質力学 等	
建築一般構造	一般に建築物等を実態的に構築する方法に関するもの	構造計画、鉄骨構造、木構造、鉄筋コンクリート造、耐震構造、耐火構造、コンクリート構造学 等	
建築材料	建築物及び工作物等に使用される材料及び仮設材に関するもの	材料構法、建築材料学、コンクリート工学、建築材料実験 等	
建築施工	建築又は建設の工事の実施に関するもの	建築生産管理、建築生産学、建築施工、鉄筋コンクリート工学、建築積算、建築経済学、LCC 理論 等	
建築法規	建築物等に関する基準などを定めた法律及び命令に関するもの	建築法規、建築基準法、都市計画法 等	
その他	その他	測量学実習、ランドスケープ、建築数理学、都市解析水理学、土質工学 等	
合 計			

(注) 対象外となる科目の例

交通計画学、上下水道工学、水理工学、河川工学、河川環境工学、海岸環境工学、港湾工学、鉄道工学、土木振動学、道路工学、橋梁工学、数理解析、情報処理、絵画、彫塑 等

(別添) 指定科目の必要単位数について

	《一級建築士》	《二級・木造建築士》 大学・短大・高専の場合	《二級・木造建築士》 工業高校の場合
設計製図	(7単位以上)	(5単位以上)	(4単位以上)
建築計画	(7単位以上)	(7単位以上)	(3単位以上)
環境工学	(2単位以上)		
建築設備	(2単位以上)		
構造力学	(4単位以上)	(6単位以上)	(5単位以上)
建築一般構造	(3単位以上)		
建築材料	(2単位以上)		
建築施工	(2単位以上)	(1単位以上)	(2単位以上)
建築法規	(1単位以上)	(1単位以上)	(1単位以上)
上記の最低単位数	30単位程度	20単位程度	15単位程度
その他	適宜	適宜	適宜
合計最低単位数	<4年制大学> 60～65単位程度 <短期大学・高専> 40～45単位程度	<4年制大学・短大・高専> 40～45単位程度	<工業高校> 20～25単位程度

(4年制大学を65単位とした場合の案)

	一級建築士の実務経験			二級・木造建築士の実務経験	
	2年	3年	4年	0年	3年
大学	65(30)	(55(30))	(45(30))	45(20)	
短大(3年)		55(30)	(45(30))	45(20)	
短大(2年)			45(30)	45(20)	
高専			45(30)	45(20)	
工業高校					20～25(15)

(4年制大学を60単位とした場合の案)

	一級建築士の実務経験			二級・木造建築士の実務経験	
	2年	3年	4年	0年	3年
大学	60(30)	(50(30))	(40(30))	40(20)	
短大(3年)		50(30)	(40(30))	40(20)	
短大(2年)			40(30)	40(20)	
高専			40(30)	40(20)	
工業高校					20～25(15)

(参考2) 指定科目構成案の考え方(一級建築士)

《4年制大学について》

- 4年制大学の場合、卒業に必要な単位数は124単位以上(大学設置基準)であり、建築に関する指定科目は、概ねこの半分とした。＜60～65単位程度＞
- 9分野のバランスは、概ね4年制大学建築学科の実態調査に基づき設定。
9分野の必要単位数は、建築士受験資格に必要な専門単位数(60～65単位)の概ね半分とした。＜30単位程度＞

《短期大学について》

- 短期大学の場合、卒業に必要な単位数は62単位以上(短期大学設置基準：4年制大学の半分)であり、建築に関する指定科目は、概ねこの2/3とした。＜40～45単位程度＞
- 9分野の必要単位数は、4年制大学と同じとした。＜30単位程度＞

《高等専門学校について》

- 高等専門学校については、同じ実務経験4年の短大と同じとした。＜40～45単位程度＞

[指定科目構成案の考え方(二級・木造建築士)]

《4年制大学・短期大学・高等専門学校》

- 建築に関する指定科目は一級建築士試験受験資格の短大・高専と同様とした。＜40～45単位程度＞。
- 9分野の必要単位数は、建築士受験資格に必要な専門単位数(40～45単位)の概ね半分とした。＜20単位程度＞
- なお、工業高校の必要専門単位数の設定(後述)を考慮し、実際の単位のまとまりは5分野とした。

(工業高校について)

- 工業高校の場合、卒業に必要な単位数は25単位以上(学習指導要領)であり、建築に関する指定科目は、概ねこの水準とした。＜20～25単位程度＞
- 9分野のバランスは建築系工業高校の実態調査に基づき設定。なお、工業高校では、単位数が少なく、9分野のうち、複数分野の授業を同一科目で行うことから、実態に即して、5分野とする。これに伴い、大学・短大・高専についても5分野とした。

実務経験要件について

(注) 今回、御議論頂きたい点について、[] 書きで示しています。

[検討に際しての論点 (第1回小委員会で提示したもの)]

1. 設計・工事監理業務以外に、建築士に本来期待されている設計・工事監理に必要な能力を得ることができるものとして、どういった実務経験を認めるべきか。
2. 実務経験の確認の方法 (第三者の証明等) はどうすべきか。

(第2回小委員会で提示したもの)

論点1：設計・工事監理業務以外に、建築士に本来期待されている設計・工事監理に必要な能力を得ることができるものとして、どういった実務経験を認めるべきか。

1) 基本的考え方について

- (建築士の独占業務である)「設計・工事監理に必要な知識・能力」を獲得できる実務経験とすべきと考えるがどうか。
- 具体的には、設計・工事監理に際し、構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、チェックできるだけの能力 (すなわち、建築物全体を取りまとめ、設計・工事監理を行うだけの能力) を獲得できる実務経験とすべきと考えるがどうか。

2) 具体的な実務経験について

- 設計・工事監理以外の実務経験で、「構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、チェックできるだけの能力」を獲得できるような実務経験は何か。
 - 例えば、施工 (施工管理、大工)、営業等の建築士のその他業務、建築行政、営繕行政、都市計画行政、研究・教育、大学院 等の実務経験について、それぞれどう考えるか。
- 「建築物全体を取りまとめる又は建築物全体との整合を確認するような業務」とするか、「部分的であれ、建築物と関わる業務」とするか。
- 「実際に建築される建築物」を対象とした実務経験とするか、「設計課題等」をも対象とした実務経験とするか。

[これまでの小委員会で出された主な意見] (①、②、③は委員会の開催回を示す。)

- ・ きちんとした試験が実施されることを前提に、受験資格の門戸はある程度広げてもよいのではないか。(①)
- ・ 一つ一つの要件を厳格にしていくことも重要ではあるが、必要以上に細かく、厳格にする必

要はなく、むしろ学歴要件・実務経験要件と学科試験・設計製図試験を一連のものとして捉え、最終的に建築士の資質・能力を管理するという大局的な視点も必要である。(①)

- ・ 実務経験要件は、建築士の業務独占である「設計、工事監理」に必要な能力を得る実務に限定すべき。施工管理、積算、教育等の関連する業務だけの経験では、こういった能力は身に付かないことから、「設計、工事監理」に限定すべき。(②)
- ・ 実務経験要件を「設計、工事監理」に限定するのではなく、施工分野、生産分野における実務経験等にも拡げて考えるべき(ただし、施工分野、生産分野に関しても、設計図書に関わる者等に限定する必要がある)。これまで、建築生産の分野で建築士が育成されなくなることは、建築の質の向上の観点からは問題。(②)
- ・ 大学院で実務教育・実務訓練について、実務経験として認めるべき。(②)
- ・ 大工の実務について、実務経験として認めるべき。(②)
- ・ 営繕行政、建築行政の実務について、実務経験として認めるべき。(②)
- ・ 建築士が、施工分野においても活動し、建築の質の向上に寄与してきたことを踏まえ、施工管理の経験も実務経験とすべき。(④)
- ・ 設計・工事監理という建築士の業務に必要な訓練をきちんと受けている必要がある。(④)
- ・ 大学院において実務訓練を行っているような大学も幾つかあるので、これらについても幅広く実務経験として認めるべき。(④)

[今後の方向性について]

- 「設計・工事監理に際し、構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、チェックできるだけの能力」を獲得できるような実務経験として、設計・工事監理の実務経験と同等に評価できるものとして、「設計図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめる又は建築物全体との整合を確認するような業務」を認めてはどうか。
- 「営繕」や「建築確認」の業務は実務経験として認める。
- 「建築一式工事」や「大工工事(ただし、造作工事等は除く。)」の施工管理の業務は実務経験として認める。
- 大学院において、設計・工事監理の実務的な教育を受ける又はその他上記の実務経験と同等の実務的な教育を受ける場合には、これを実務経験として認める。
- その一方で、いわゆる各種工事の施工管理や営業等の建築士のその他業務、都市計画行政、研究・教育、通常の大学院は、実務経験とは認めない。

(第2回小委員会で提示したもの)

論点2：実務経験の確認の方法（第三者の証明等）はどうすべきか。

- 原則は、管理建築士等の建築士が証明するものとし、やむを得ない場合は証明できない理由を提出する等でどうか。

[これまでの小委員会で出された主な意見] (①、②、③は委員会の開催回を示す。)

- ・ 実務経験について、管理建築士が証明することが容易でないケースもあるので、どこかで実務経験を登録するなどの制度インフラについても、併せて検討すべきである。(①)
- ・ 実務経験の証明は自己申告ではなく、責任ある立場の関係者の証明が必要。(②)
- ・ 実務経験の証明について、管理建築士が行うというだけではなく、もう少し研究すべき。(③
講習の実務経験審査と関連しての発言)

[今後の方向性について]

- 試験機関におけるこれまでの申込時の対面審査は維持しつつ、追加的に管理建築士等に証明させることとし、少なくとも、現在の実務経験審査の精度をより向上させる方向としてはどうか。

(参考) 主な実務経験要件の新旧対照 (案)

現行	変更 (案)
①建築物の設計・工事監理、施工管理関連 ▽建築物の設計・工事監理…○ ▽建築物の施工管理…○ ・ 建築一式工事の施工管理…○ ・ 大工…○ ・ 型枠工事、鉄筋工事等の施工管理、鋼構造物関係の施工管理、その他の各部工事関係（屋根、防水工事、タイル工事等）の施工管理…○ ・ 建築材料・部品関係（カーテンウォール、サッシ等）の施工管理…○ ・ 空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備又は防災設備の施工管理…○	①建築物の設計・工事監理、施工管理関連 ▽建築物の設計・工事監理…○ ▽建築物の施工管理については、設計図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめる又は建築物全体との整合を確認するようなものを認めるものとする。 ・ 建築一式工事の施工管理…○ ・ 大工工事（造作工事等を除く。）の施工管理…○ ・ 型枠工事、鉄筋工事等の施工管理、鋼構造物関係の施工管理、その他の各部工事関係（屋根、防水工事、タイル工事等）の施工管理…× ・ 建築材料・部品関係（カーテンウォール、サッシ等）の施工管理…× ・ 空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備又は防災設備の施工管理…×
②建築積算関連…○（単なる計算業務を除く。）	②建築積算関連…○（単なる計算業務を除く。）
③建築士のその他業務関連 ▽建築士法第 21 条で規定する建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理等の業務…○ ▽営業関連（建築に関するセールスエンジニア）…○	③建築士のその他業務関連 ▽建築士法第 21 条で規定する建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理等の業務…× ▽営業関連（建築に関するセールスエンジニア）…×
④官公庁での建築行政・営繕 ▽建築行政…○ ▽建築確認…○ ▽建築営繕…○ ▽都市計画関連 ・ 都市計画コンサルタント…○ ・ 区画整理事業補償（建築に係る業務）…○	④官公庁での建築行政・営繕 ▽建築行政…× ▽建築確認…○ ▽建築営繕…○ ▽都市計画関連 ・ 都市計画コンサルタント…× ・ 区画整理事業補償（建築に係る業務）…×
⑤建築（工）学関係大学院での建築に関する研究…条件付きで（課程修了者、研究テーマ、指導教官の証明等）○	⑤建築（工）学関係大学院での建築に関する研究…通常の大学院での研究×。ただし、設計等の実務的な教育を受けた場合に限り○

専門能力を有する技術者の受験資格見直しについて

[今回の建築士受験資格見直しの方向性（案）]

- 学歴要件について、（所定の学科卒業ではなく）建築士となるのに必要な知識を修得可能なものとして、建築系の科目、必要単位数を規定し、これを履修していることを要件とする。
- 実務経験要件について、建築士の独占業務である設計・工事監理業務、これらと同等に評価できるものとして「設計図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめる又は建築物全体との整合を確認するような業務」に限定する。
- これらはいずれも、建築士に本来期待されている設計・工事監理業務に必要な能力を的確に検証した上で資格が付与される方向での見直し。

[専門能力を有する技術者に関する具体的対応]

- 上記建築士受験資格の見直しの考え方に沿うものとして、専門能力を有する技術者として建築士法上位置付けられ、一定の実務経験に加え二級建築士試験と類似の試験を行っている建築設備士について、二級建築士と同等として、受験資格を付与すべきと考えるがどうか。

《建築設備士試験の内容（建築士法施行規則に規定）》

学科試験（6時間）

- ①建築一般知識（建築計画、環境工学、構造力学、建築一般構造、建築材料、建築施工）
- ②建築法規（建築士法、建築基準法その他の関係法規）
- ③建築設備（建築設備設計計画、建築設備施工）

設計製図試験（5. 5時間）

- ①建築設備基本計画
- ②建築設備基本設計製図（空気調和設備及び換気設備、給水設備及び排水設備又は電気設備のうちから選択）

講習制度に関する論点整理

[検討に際しての論点 (第1回小委員会で提示したもの)]

- 建築士の資質・能力の向上、構造設計・設備設計の適正化等に対応するために、厳格な修了考査を実施するなど講習の水準を適切に確保するためには、どういった仕組みとすべきか。
 - ・ 講習時間
 - ・ 講習内容、講習教材
 - ・ 修了考査の内容、修了考査が不合格となった場合の措置
 - ・ その他講習の水準を確保するための方策
- 構造／設備設計一級建築士講習に関し、構造設計、設備設計の実務経験の基準はどうすべきか。また、管理建築士講習に関する実務経験の基準はどうすべきか。さらに、その確認方法はどうすべきか。

(注) 構造設計一級建築士等の同等認定のあり方については、講習・修了考査制度の議論がまとまった後に検討を行う予定。

1) 基本的枠組みについて

- 全ての講習は、講義と修了考査により行う。
 - ・ 建築士の定期講習
 - ・ 構造／設備設計一級建築士講習、構造／設備設計一級建築士定期講習
 - ・ 管理建築士講習

2) 講習水準の担保方策について

- 建築士の資質・能力の向上、構造設計・設備設計の適正化等に対応するために厳格な修了考査を実施するなど、登録講習機関ごとの講習水準を適切に確保するため、省令に規定する講習事務の実施基準等において、詳細に規定を行う。

(参考1) 改正建築士法第10条の28

登録講習機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

(参考2) 省令等に定める講習事務の実施基準の例

講義時間(又は講習時間)、講義内容(又は講習教材の内容)、修了考査の方式、実務経験審査の方法、修了考査に合格できなかった場合の措置

建築士の定期講習について

(注) 今回、御議論頂きたい点について、[] 書きで示しています。

[講習時間]

- 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。

[講義内容（又は講習教材の内容）]

- ①法令に関する科目として、建築基準法・建築士法等の近年の改正内容等、②設計及び工事監理に関する科目として、最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理等を講義内容とし、具体的な内容は告示等で明確化する。

[修了考査の方式]

- 1時間程度の○×方式の修了考査とする。
 - 受講者が講義の内容を十分に理解しているかどうかを的確に把握できるものとして、○×方式とする。
 - 講義内容に応じ、バランスよく出題することを担保する。
 - 講義の内容の理解度を把握することが目的であることから、テキストに類似問題が記載されているような場合を除き、テキストの持込みも特に禁止しない。

- 出題数については、今後、実施に向け、問題難易度、合格水準等と併せて、1時間で実施可能な出題数に設定することとし、小委員会で敢えて（設問数を）結論づけないこととしたいがどうか。

- 修了考査の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行う。

- 考査問題作成の透明性・公平性を確保する観点から、こうした機関の設置を義務付ける。

- 複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題を過度に反復使用・重複使用することを制限する観点から、講習実施回数に応じ、修了考査問題をストックさせることとする。

[修了考査に合格できなかった場合の措置]

- 修了考査に合格できなかった者は、再度、講義・修了考査を受けることとする。

[その他]

- 建築士の種別に応じた講習が実施されるが、例えば、一級建築士定期講習を受講すれば二級建築士定期講習を受講したものとみなす等、弾力的な取扱いとする。
- 講習教材、修了考査問題、修了考査の合格基準点等を公表することとする。

構造／設備設計一級建築士講習等について

(注) 今回、御議論頂きたい点について、[] 書きで示しています。

〔講習時間〕

- 3日～4日程度の講習とする。

〔講義内容（又は講習教材の内容）〕

- ①構造／設備関係規定に関する科目として、建築基準法等の法規、法適合性確認、
②構造／建築設備に関する科目として、設計実務、建築物の事故事例及びこれを踏まえた職業倫理等を講義内容とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- なお、設計実務や法適合性確認については、
 - ・ 構造については、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等に関し全般的に講義を行うこととし、
 - ・ 設備については、空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備等に関し全般的に講義を行うこととする。

〔修了考査の方式〕

- 修了考査は6時間程度とし、設計能力と法適合性確認の能力について、択一方式、記述方式、図面作成等により判定する。
- 修了考査の作成及び結果の判定は、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行う。

[講義及び修了考査の構成]

法律の規定	講義内容	修了考査
①構造／設備関係規定に関する科目	○構造／設備関係法規 ○法適合性確認	法適合性確認に関する修了考査
②構造／建築設備に関する科目	○構造／設備設計総論 ○構造／設備設計各論 (構造) RC造、鉄骨造、木造、SRC造 等 (設備) 空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備、輸送設備 等 ○耐震診断・耐震改修(構造一級建築士講習の場合)	構造／設備設計に関する修了考査

(上記を踏まえた構造設計一級建築士講習の講義スケジュール案)

- ① 構造設計のあり方(職業倫理): 1 h 程度
- ② 構造設計の基礎(構造力学・解析、構造材料、構造計画、構造計算): 1 h 程度
- ③ 荷重・外力と建築物の応答(耐震設計、耐風設計等): 2 h 程度
- ④ 構造設計各論(木造、RC造、SRC造、S造、免震・制震等): 3 h 程度
- ⑤ 耐震診断・耐震補強: 1 h 程度
- ⑥ 構造関係法令・法適合確認: 4 h 程度

(上記を踏まえた設備設計一級建築士講習の講義スケジュール案)

- ① 設備設計のあり方(職業倫理): 1 h 程度
- ② 設備設計(空調・換気): 4 h 程度
- ③ 設備設計(給排水衛生): 4 h 程度
- ④ 設備設計(電気): 4 h 程度
- ⑤ 設備設計(輸送): 2 h 程度
- ⑥ 設備関係法令・法適合確認: 6 h 程度

→ また、以下のような修了考査の基準を作成し、修了考査の水準を担保することとする。

《法適合性確認に関する修了考査（設備設計一級建築士講習の場合）》

空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備、輸送設備等の建築設備に関し、設備関係規定上不適切な部分を有する一定規模（階数3以上かつ延べ面積5,000㎡超）の建築物について、設計図面を提示し、不適切な部分を指摘させること等により、法適合性確認を適切に遂行できる能力の有無を判定する。

《設備設計に関する修了考査》

一定規模（階数3以上かつ延べ面積5,000㎡超）の建築物について、

- 建築設備に関する基礎的な計算、建築設備に関する基本的事項についての説明を行わせることにより、建築設備計画に関する理解度を確認する。
- 例えば、空調・換気設備について、計画条件を与えたうえで、機器能力等の容量計算、機器類の構成と配管系統を示す系統図の作成、空気調和設備の配置図の作成により、建築設備設計を適切に遂行できる能力の有無を判定する。

〔実務経験審査の方法〕

- 5年間（60ヶ月）の構造／設備設計の実務経験に関し、構造／設備設計を行った建築物ごとに、その内容（建築物の名称、構造、規模、担当業務、業務上の立場、設計等に携わった期間等）を提出する。

- 建築物ごとの実務経験について、第三者証明を要件とする。

→ 第三者証明は、

- ① 原則として管理建築士が行うこととし、
- ② 本人が管理建築士である場合は原則として事務所内の他の建築士が行い、
- ③ 個人事務所の場合や管理建築士が死亡等の場合で、これらの証明ができない場合は、事務所外の他の建築士が証明を行うこととし、

あくまでも、建築士による証明を求めることとする。

また、③のケースでは、建築士関係の団体が面接等を行い、その実務経験を（建築士として）証明することを検討する。

〔修了考査に合格できなかった場合の措置〕

- 修了考査に合格できなかった者は、再度、合格できなかった修了考査に係る講義・修了考査を受けることとする。

[構造／設備設計一級建築士の同等認定について]

- 構造／設備設計の実態や法律に位置付けられた類似の資格があることを踏まえ、実務経験や講習受講に関して、同等認定を行うこととする。
- 法律上の実務経験は「構造／設備設計」となっているが、設計実務の現状に鑑みて、工事監理については、実務経験にカウントする（同等と認定する）。
- また、これまで実際に構造／設備設計を行った者は記名押印せず、意匠設計者が記名押印することが慣例的に行われてきたことに鑑み、例えば、建築士法施行までに行われた設計の補助業務については、実務経験にカウントする（同等と認定する）。（一方で、建築士法施行以降は設計・工事監理業務に限定する。）

- 法律に位置付けられた資格である、「構造計算適合性判定資格者」・「建築設備士」について、講習の一部免除を検討する。

「構造計算適合性判定資格者」について、実務経験の状況を考慮したうえで、構造設計一級建築士講習の法適合性確認に関連する講義・修了考査を免除することを検討する。（既に実施された構造計算適合性判定資格者講習の修了考査に合格し、現在「構造計算適合性判定資格者」となっている者について、構造設計の講義・修了考査の免除をどう取り扱うかについては、下記弾力的な対応とも関連させながら検討する。）

また、「建築設備士」について、実務経験の状況を考慮した上で、設備設計一級建築士講習の設備設計に関連する講義・修了考査を免除することを検討する。

[制度の円滑な施行のための措置（「みなし講習」における対応）について]

- 制度導入時（平成21年6月までに施行する予定）に円滑に移行できるよう、「みなし講習」（平成20年12月の全体の法施行までに行われる講習で、法施行後に登録講習機関が行う講習に相当するものとして、大臣が定めるもの）については、技術者レベルが同等であることが担保される講習であれば、弾力的に対応することでどうか。

（参考）建築士法の一部改正に伴う経過措置（附則第3条第1項）

施行日前にその課程を修了した講習であつて、新建築士法第10条の2第1項第1号若しくは第2項第1号又は第24条第2項の講習に相当するものとして国土交通大臣が定めるものは、それぞれ新建築士法第10条の2第1項第1号若しくは第2項第1号又は第24条第2項の講習とみなす。

[構造／設備設計一級建築士定期講習]

- 当初の講習内容を踏まえ、その後の法令改正等の内容、設計・法適合確認の知識・能力の確認等を行うこととし、1日間の講習（講義5時間程度、修了考査1時間程度）とする。

- ①構造／設備関係規定に関する科目として、構造／設備関係規定の近年の改正内容、②構造／設備設計に関する科目として、最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理等を講義内容とし、具体的な内容は告示等で明確化する。

- 1時間程度、択一方式又は○×方式の修了考査とする。

管理建築士講習について

〔講習時間〕

- 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。

〔講義内容（又は講習教材の内容）〕

- ①関係法令に関する科目として、建築士法等のうち建築士事務所業務に関連する事項、②建築物の品質管理に関する科目として、業務の進め方や管理方法、経営管理、紛争防止等を講義内容とし、具体的な内容は告示等で明確化する。

〔修了考査の方式〕（論点は定期講習と同じ。）

- 1時間程度の○×方式の修了考査とする。

→ 出題数については、今後、実施に向け、問題難易度、合格水準等と併せて、適切な水準に設定することとし、小委員会で取えて（設問数を）結論づけないこととしたいがどうか。

- 修了考査の作成及び結果の判定は、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行う。
- 複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題を過度に反復使用することを制限する観点から、講習実施回数に応じ、修了考査問題をストックさせることとする。

〔実務経験審査の方法〕

- 3年間の実務経験内容は、建築士事務所における実務経験（建築士法に定める建築士事務所開設が必要となる業務。すなわち、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続きの代理の業務）とし、その具体的内容を提出する。
- なお、法施行時点で既に建築士事務所の管理建築士である場合の実務経験審査については、（当初3年間で10万人以上の大量の建築士の受講が見込まれることもあり、）建築士事務所登録の際の資料等を活用するなど、簡易な審査方法を検討する。

〔修了考査に合格できなかった場合の措置〕

- 修了考査に合格できなかった者は、再度、講義・修了考査を受けることとする。

「建築士試験の受験資格に係る授業科目に関する実態調査」について
(中間報告)

[調査概要]

○ 調査対象

建築士試験（一級、二級・木造）の受験資格が与えられている全ての教育課程（現存する課程に限る）。合計 3,179 課程（下記 599 課程＋2,580 課程の合計。）

《一級建築士試験受験資格保有課程：合計 599 課程》

学校		試験実務年数	2 年	3 年	4 年	計
1	大学		319	15		334
2	短期大学				4	4
3	高等専門学校				41	41
4	高等学校					0
5	防衛大学校		1			1
6	職業能力開発大学校		8		7	15
7	職業能力開発短期大学校				13	13
8	職業能力開発校等					0
9	職業訓練短期大学校				6	6
10	職業訓練校等				1	1
11	専修学校・各種学校		3	21	160	184
12	その他					0
	計		331	36	232	599

《二級・木造建築士試験受験資格保有課程：合計 2,580 課程》

学校		試験実務年数	0 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
1	大学		145	115	226	4				490
2	短期大学		8	6	42	1				57
3	高等専門学校		4	7	58					69
4	高等学校			2	1	481	769			1,253
5	防衛大学校									
6	職業能力開発大学校		8		1					9
7	職業能力開発短期大学校		7	1	1					9
8	職業能力開発校等			1	10	34	5	3		53
9	職業訓練短期大学校		2							2
10	職業訓練校等		5	13	81	165	83	31		378
11	専修学校・各種学校		136	45	62	6	4	3		256
12	その他		3	1						4
	計		318	191	482	691	861	37		2,580

○ 調査実施方法

インターネットを利用した Web アンケート調査

○ 調査実施期間等

- ・ 調査協力要請文書の発送 : 平成19年8月7日(火)
- ・ アンケート回答期間 : 平成19年8月10日(金)～9月3日(月)
※回答期間は延長中
- ・ 集計・結果のとりまとめ : 平成19年9月 4日(火)～9月20日(木) [第1回集計]
平成19年9月21日(金)～11月5日(月) [第2回集計]

○ アンケート回収状況(第2回集計まで)

	配布数	第2回集計数(回収率)
一級建築士試験受験資格保有課程	599	253 (42.2%)
大学	334	125 (37.4%)
短期大学	4	2 (50.0%)
高等専門学校	41	22 (53.7%)
専修学校・各種学校	184	88 (47.8%)
その他	36	16 (44.4%)
二級・木造建築士試験受験資格保有課程(一級重複分を除く)	2,580	309 (12.0%)
大学	490	48 (9.8%)
短期大学	57	17 (29.8%)*1
高等専門学校	69	2 (2.9%)
高等学校	1,253	152 (12.1%)*2
専修学校・各種学校	256	34 (13.3%)
その他	455	56 (12.3%)
合計	3,179	562 (17.7%)

*1 専攻科2課程を含む

*2 専攻科1課程を含む

[第2回集計の方法]

- 第2回集計として、4年制大学、短期大学(2年制)、高等専門学校、高等学校を対象に、資料2別添「指定科目の必要単位数について」において提示されている単位数の設定を検証するための集計・分析を実施。

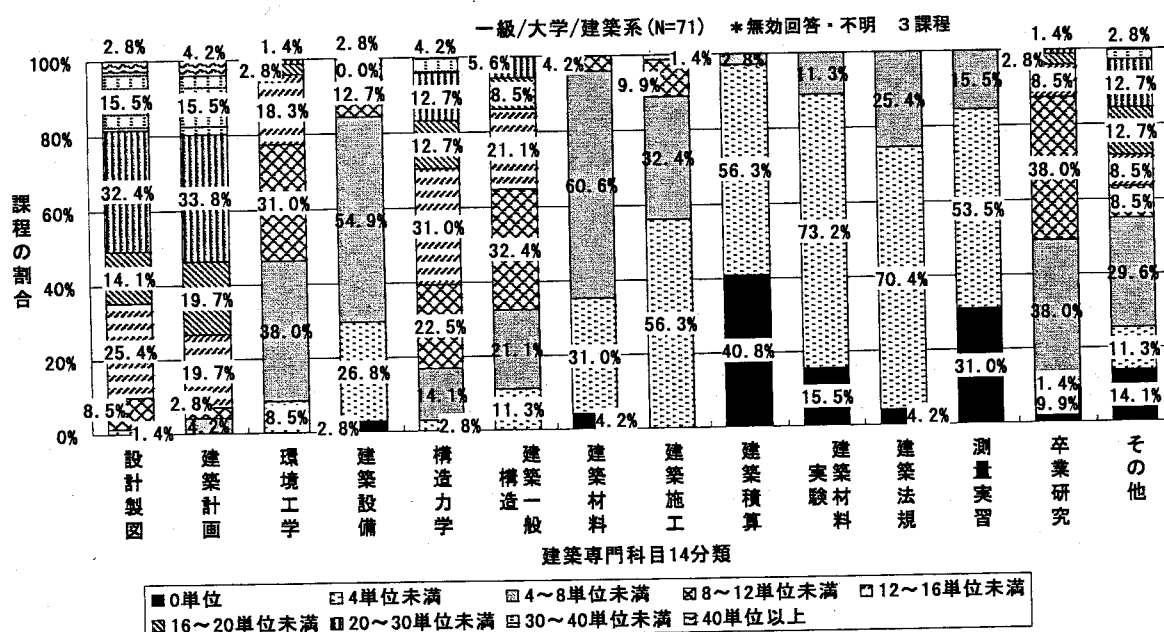
[調査結果の概要（第2回集計）]

1) 建築に関する指定科目の分類について

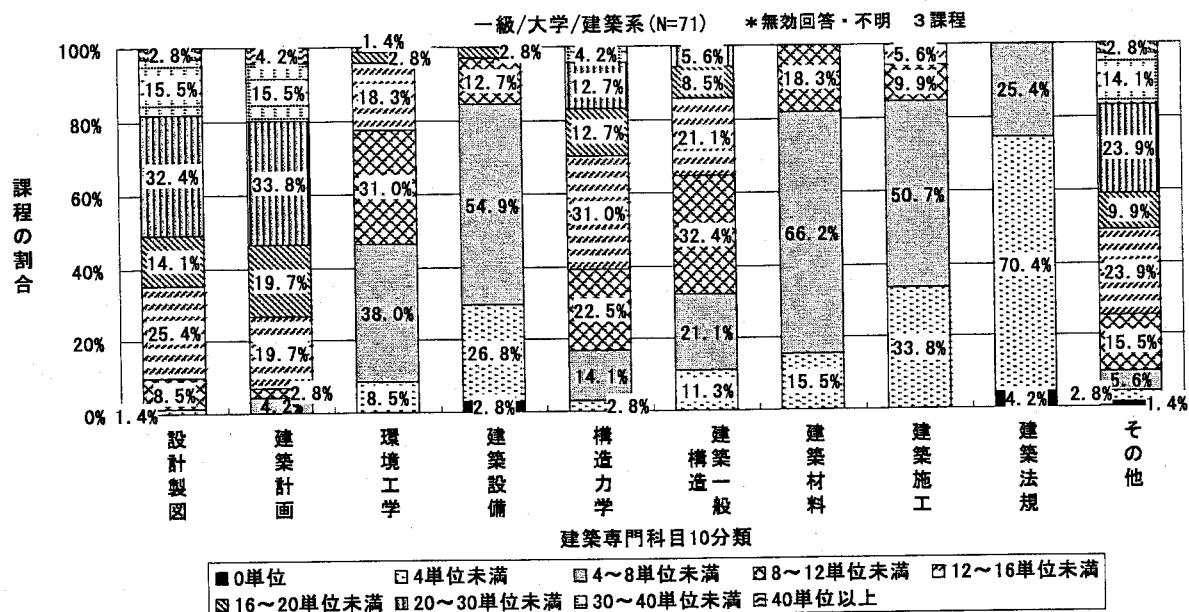
資料2別添「指定科目の必要単位数について」に提示されている、指定科目の必要単位数を設定するにあたり、指定科目の分類数の妥当性を確認する。

一級建築士受験資格を保有する建築系大学（74課程）を対象とした、「教育課程認定の運用細則」における授業科目の小分類（12分類）に卒業設計・その他を追加した14分類についての実態調査結果は以下の通り。

→ 「建築設備」、「建築材料」、「建築積算」、「建築材料実験」、「建築法規」、「測量実習」等において、0単位の課程があった。

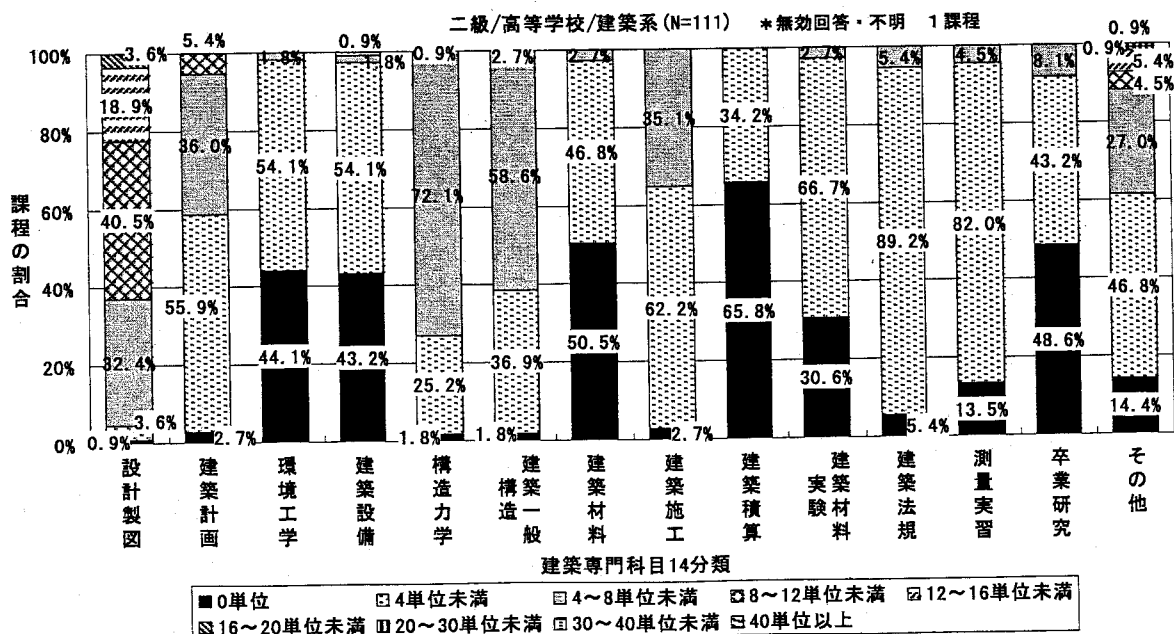


建築積算を建築施工に、建築材料実験を建築材料に、測量実習・卒業研究をその他に整理し直した場合（合計10分類＝「設計製図」～「建築法規」の9分野＋「その他」）の結果は以下の通り。



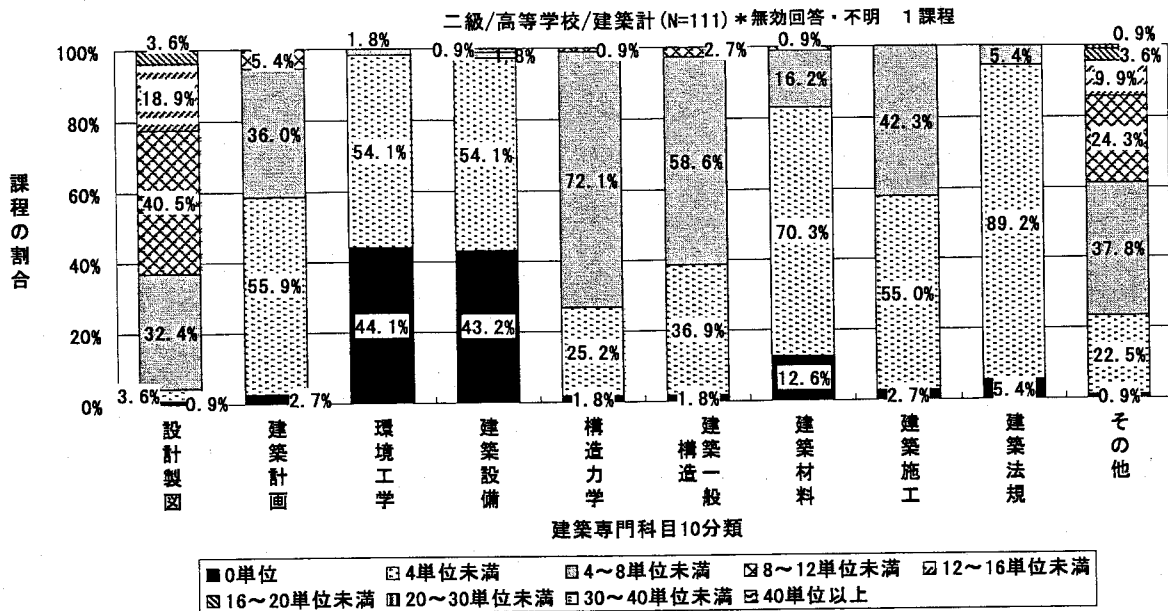
同様に、二級・木造建築士受験資格を保有する建築系高等学校（112課程）を対象とした、「教育課程認定の運用細則」における授業科目の小分類（12分類）に卒業設計・その他を追加した14分類についての実態調査結果は以下の通り。

→ 全ての分類において、0単位の課程があった。

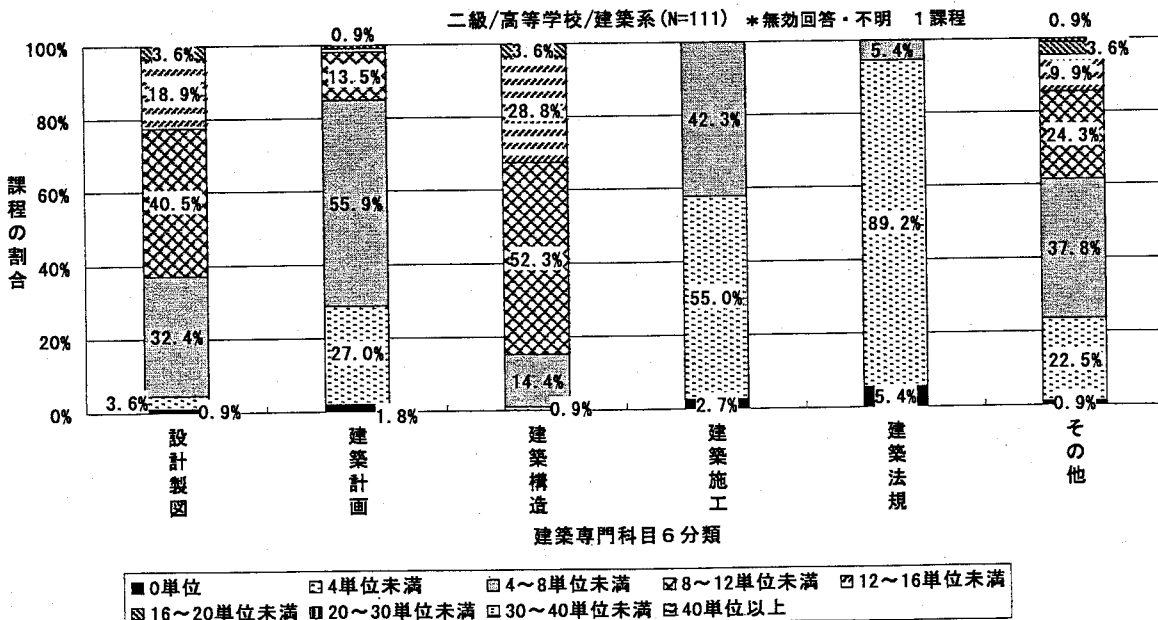


建築積算を建築施工に、建築材料実験を建築材料に、測量実習・卒業研究をその他に整理し直した場合（合計10分類＝「設計製図」～「建築法規」の9分野＋「その他」）の結果は以下の通り。

→ 全ての分類において、0単位の課程があった。



さらに、環境工学・建築設備を建築計画に、構造力学・建築一般構造・建築材料を建築構造に整理し直した場合（合計6分類＝「設計製図」～「建築法規」の5分野＋「その他」）の結果は以下の通り。

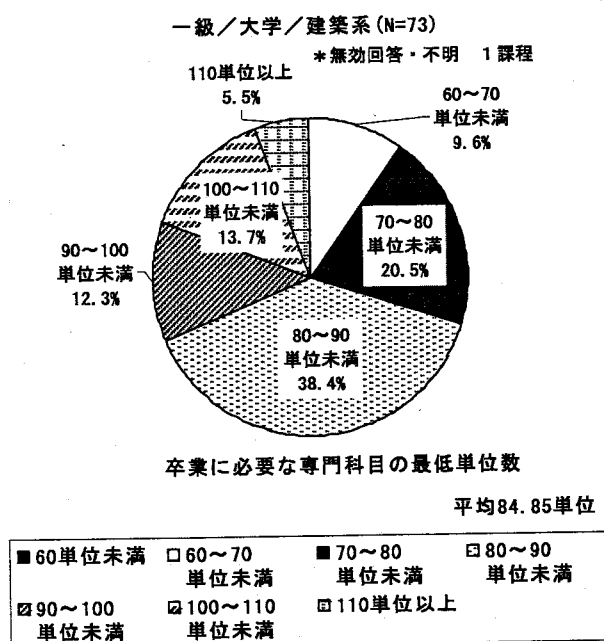


2) 建築に関する指定科目の「合計最低単位数」について

資料2別添「指定科目の必要単位数について」に提示されている、建築に関する指定科目の「合計最低単位数」の設定の妥当性を確認するために、一級建築士受験資格を保有する建築系大学（74課程）、建築系短期大学（1課程）、建築系高等専門学校（9課程）及び二級・木造建築士受験資格を保有する建築系高等学校（112課程）の「卒業に必要な専門科目の最低単位数」を整理した。結果は以下の通り。

《一級／建築系大学》

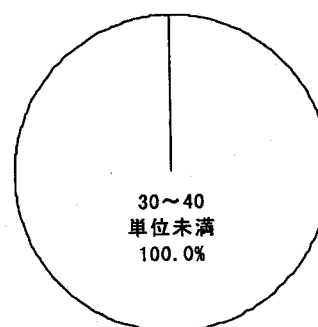
- 一級建築士受験資格を保有する建築系大学では、「卒業に必要な専門科目の単位数」の平均は約85単位であり、9割の建築系大学が70単位以上、7割の建築系大学が80単位以上に設定している。
- 60単位を下回る建築系大学はない。



《一級／建築系短期大学（2年制）》

- 一級建築士受験資格を保有する建築系短期大学（2年制）については、1課程のみ回答があり、「卒業に必要な専門科目の単位数」は36単位である。

一級／短期大学／建築系 (N=1)



卒業に必要な専門科目の最低単位数

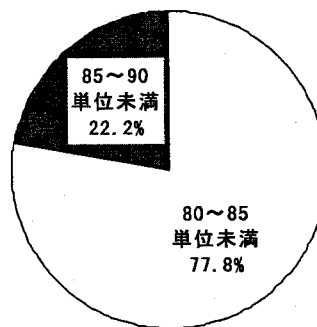
平均36.00単位

□ 30～40 単位未満

《一級／建築系高等専門学校》

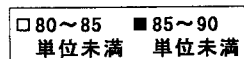
- 一級建築士受験資格を保有する建築系高等専門学校では、「卒業に必要な専門科目の単位数」の平均は約83単位であり、全課程が80～90単位に設定している。
- 40単位を下回る建築系高等専門学校はない。

一級／高等専門学校／建築系 (N=9)



卒業に必要な専門科目の最低単位数

平均82.89単位

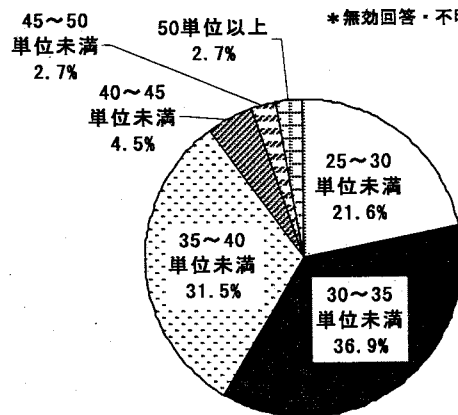


《二級・木造／建築系高等学校》

- 二級・木造建築士受験資格を保有する高等学校では、「卒業に必要な専門科目の単位数」の平均は約34単位であり、約8割の高等学校が30単位以上に設定している。
- 20単位を下回る建築系高等学校はない。

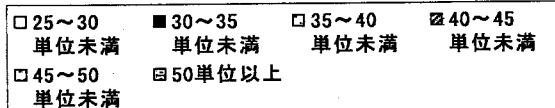
二級／高等学校／建築系 (N=111)

* 無効回答・不明 1 課程



卒業に必要な専門科目の最低単位数

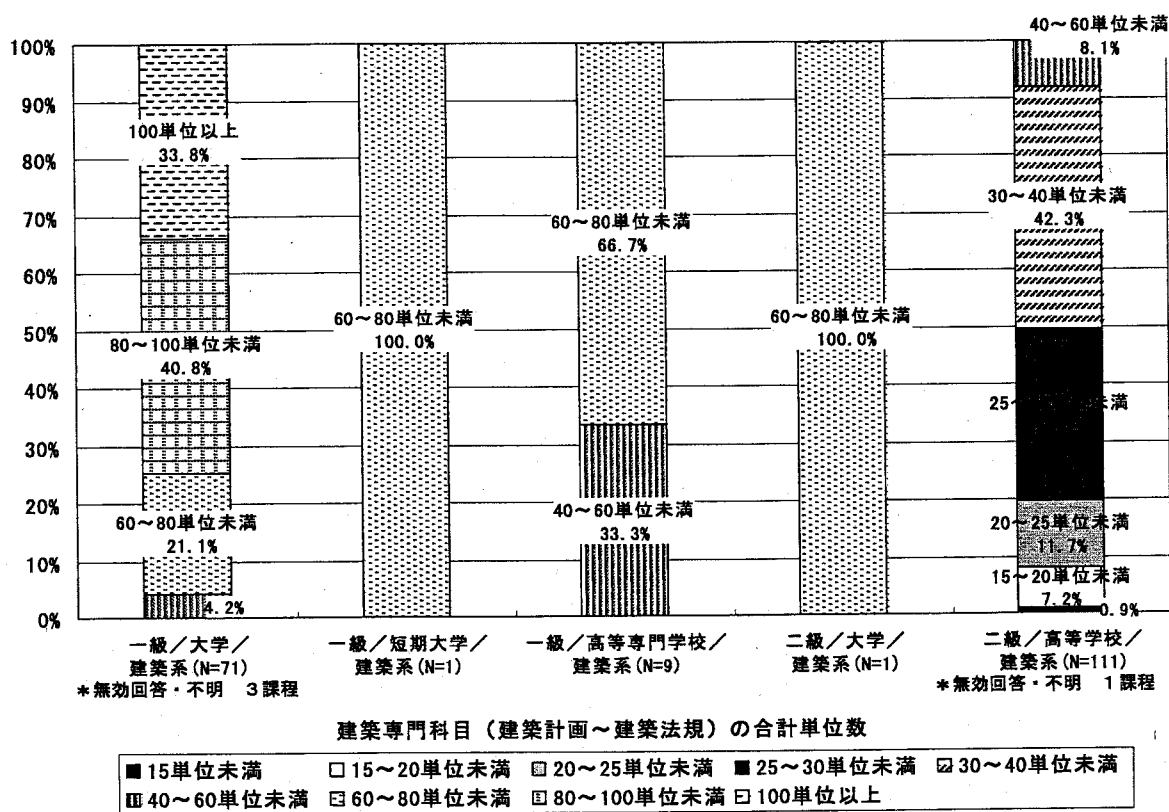
平均34.00単位



3) 建築に関する指定科目の必要単位数について

資料2別添「指定科目の必要単位数について」に提示されている、建築に関する指定科目の必要単位数の設定の妥当性を確認するために、一級建築士受験資格を保有する建築系大学（74課程）、建築系短期大学（1課程）、建築系高等専門学校（9課程）及び二級・木造建築士受験資格を保有する建築系大学（1課程）、建築系高等学校（112課程）の建築専門科目（建築計画～建築法規）の合計単位数を整理した。結果は以下の通り。

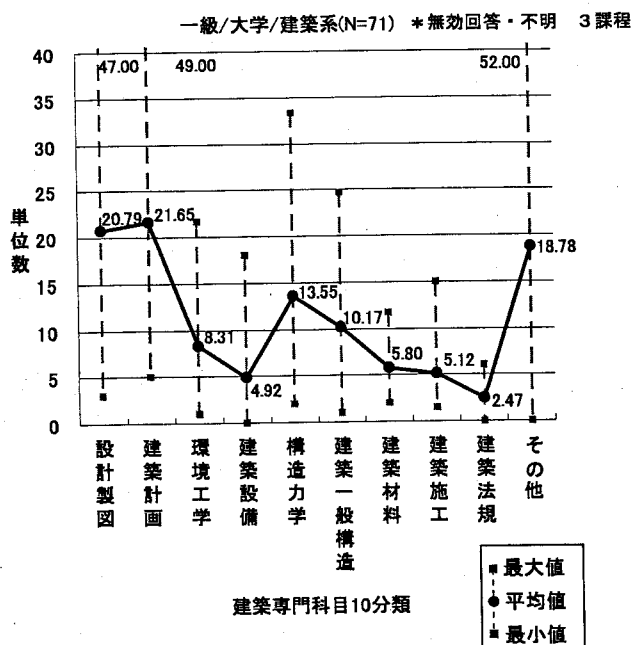
※ 二級・木造建築士受験資格を保有する建築系短期大学、建築系高等専門学校からは回答が無かった。



- 一級建築士受験資格を保有する建築系大学では、建築専門科目（建築計画～建築法規）の合計が30単位未満となる課程はない。3/4の課程が80単位以上のカリキュラムを有している。
- 一級建築士受験資格を保有する建築系短期大学については、1課程のみ回答があり、建築専門科目（建築計画～建築法規）の合計は79単位である。
- 一級建築士受験資格を保有する建築系高等専門学校では、建築専門科目（建築計画～建築法規）の合計が30単位未満となる課程はない。2/3の課程が60～80単位のカリキュラムを有している。
- 二級・木造建築士受験資格を保有する建築系大学（一級資格なし）については、1課程のみ回答があり、建築専門科目（建築計画～建築法規）の合計は62.5単位である。
- 二級・木造建築士受験資格を保有する建築系高等学校では、建築専門科目（建築計画～建築法規）の合計が15単位未満となる課程が1課程ある。ただし、8割の課程が25単位以上のカリキュラムを有している。

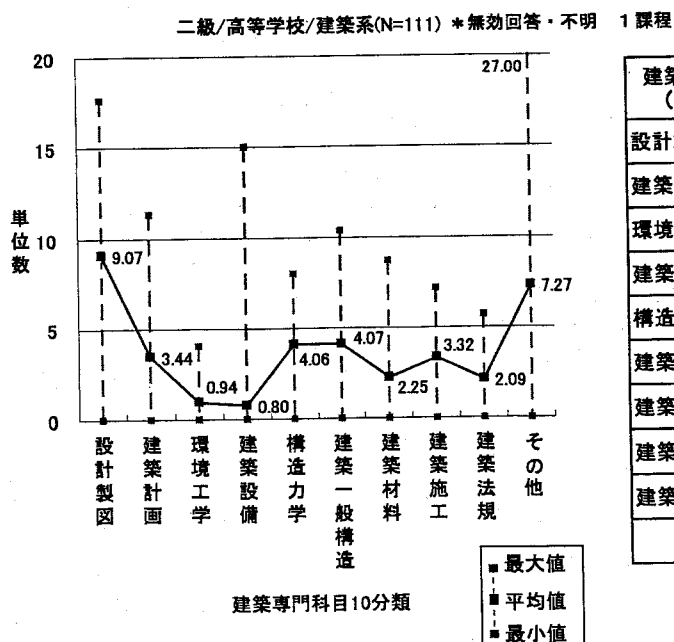
4) 建築に関する指定科目の必要単位数のバランスについて

資料2別添「指定科目の必要単位数について」に提示されている建築に関する指定科目の分野ごとの必要単位数を設定するために、一級建築士受験資格を保有する建築系大学（74課程）の各分野（建築計画～建築法規）の平均単位数の比率を算出し、その比率に基づき各分野の単位数を設定した。結果は以下の通り。



建築専門科目 (9分野)	平均 単位数	比率	30単位を配 分	
設計製図	20.79	22.4%	6.72	7
建築計画	21.65	23.3%	7.00	7
環境工学	8.31	9.0%	2.69	2
建築設備	4.92	5.3%	1.59	2
構造力学	13.55	14.6%	4.38	4
建築一般構造	10.17	11.0%	3.29	3
建築材料	5.80	6.2%	1.87	2
建築施工	5.12	5.5%	1.66	2
建築法規	2.47	2.7%	0.80	1
計	92.78	100.0%	30	30

同様に、二級・木造建築士受験資格を保有する建築系高等学校（112課程）の各分野（建築計画～建築法規）の平均単位数の比率と配分結果は以下の通り。



建築専門科目 (9分野)	建築専門科目 (5分類)	平均 単位数	比率	15単位を配 分	
設計製図	設計製図	9.07	30.2%	4.53	4
建築計画	建築計画	3.44	11.5%	1.72	3
環境工学		0.94	3.1%	0.47	
建築設備		0.80	2.7%	0.40	
構造力学	建築構造	4.06	13.5%	2.03	5
建築一般構造		4.07	13.6%	2.03	
建築材料		2.25	7.5%	1.12	
建築施工	建築施工	3.32	11.1%	1.66	2
建築法規	建築法規	2.09	6.9%	1.04	1
計		30.03	100.0%	15	15

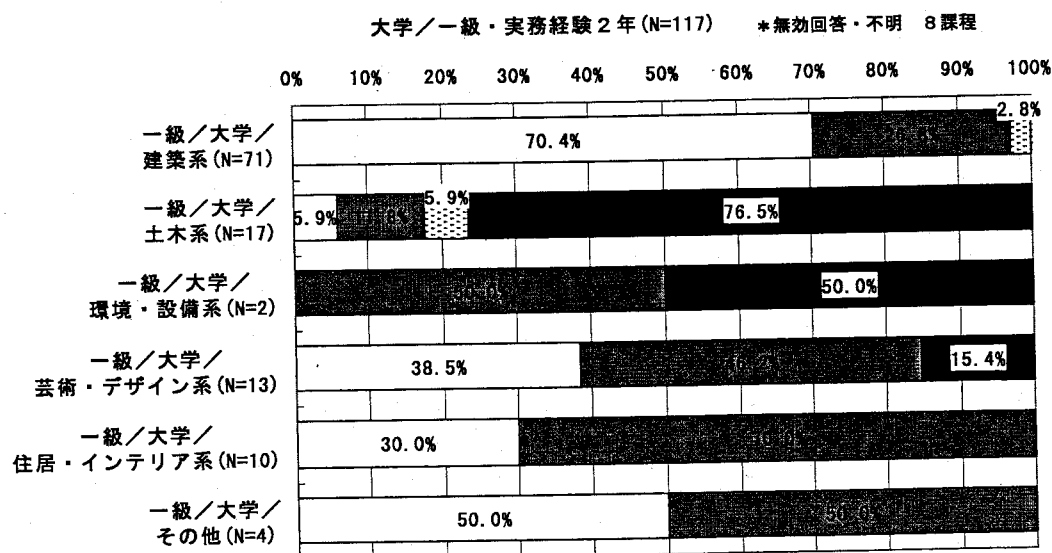
5) 指定科目の構成案の検証

資料2別添「指定科目の必要単位数について」に提示されている要件に対する、一級建築士受験資格を保有する4年制大学（125課程）、短期大学（2課程）、高等専門学校（22課程）及び二級・木造建築士受験資格を保有する4年制大学（48課程）、短期大学（専攻科2課程を除く15課程）、高等専門学校（2課程）、高等学校（専攻科1課程を除く151課程）のカリキュラム設置状況に関する実態調査結果は以下の通り。

《4年制大学／一級・実務経験2年》

～「合計最低単位数」60単位以上、9分野の必要単位数30単位以上～

- ・ 一級建築士受験資格を保有する建築系大学については、7割が「一級・実務経験2年」の要件に適合するカリキュラムを有している。
- ・ 土木系大学には、「一級・実務経験2年」の要件に適合するカリキュラムを有している課程がほとんどない。
- ・ 芸術・デザイン系大学と住居・インテリア系大学については、3～4割が「一級・実務経験2年」の要件に適合するカリキュラムを有している。



☐ 要件以上のカリキュラムがある ☒ 9分野の必要単位数の要件を満たさない
☒ 合計最低単位数の要件を満たさない ☒ 両方を満たさない

なお、一級建築士受験資格を保有する建築系大学について、上記グラフの「9分野の必要単位数の要件を満たさない」課程における不足単位数は以下の通り。

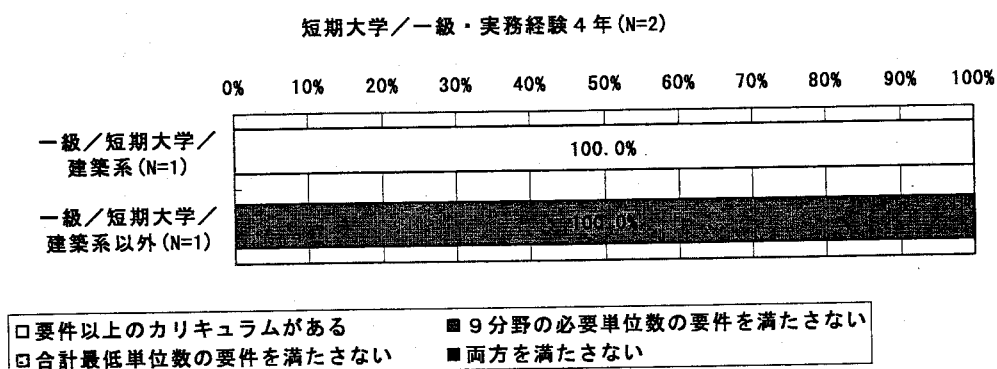
- ・ 不足単位数が2単位以下の課程がほとんどである。

不足単位数	1単位以下	12 課程	16.9%
不足単位数	2単位以下	6 課程	8.5%
不足単位数	5単位以下	0 課程	0.0%
不足単位数	10単位以下	1 課程	1.4%
不足単位数	10単位より多い	0 課程	0.0%
合計		19 課程	26.8%

《短期大学／一級・実務経験4年》

～「合計最低単位数」40単位以上、9分野の必要単位数30単位以上～

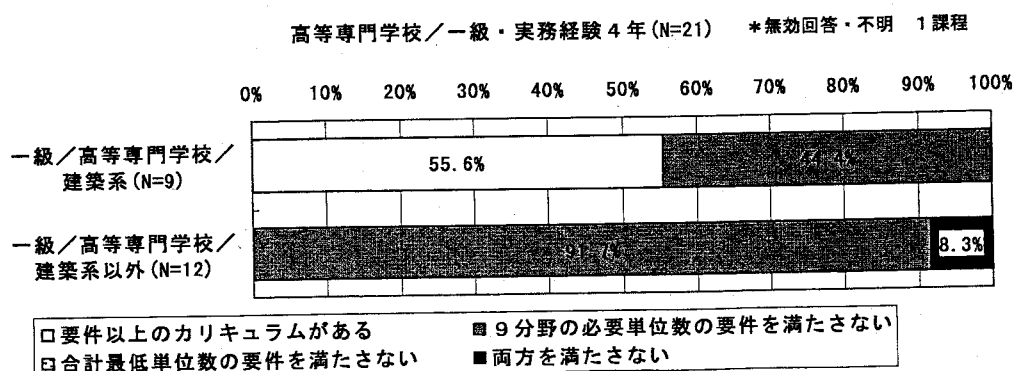
- ・ 一級建築士受験資格を保有する建築系短期大学は、1課程のみ回答があり、「一級・実務経験4年」の要件に適合するカリキュラムを有している。



《高等専門学校／一級・実務経験4年》

～「合計最低単位数」40単位以上、9分野の必要単位数30単位以上～

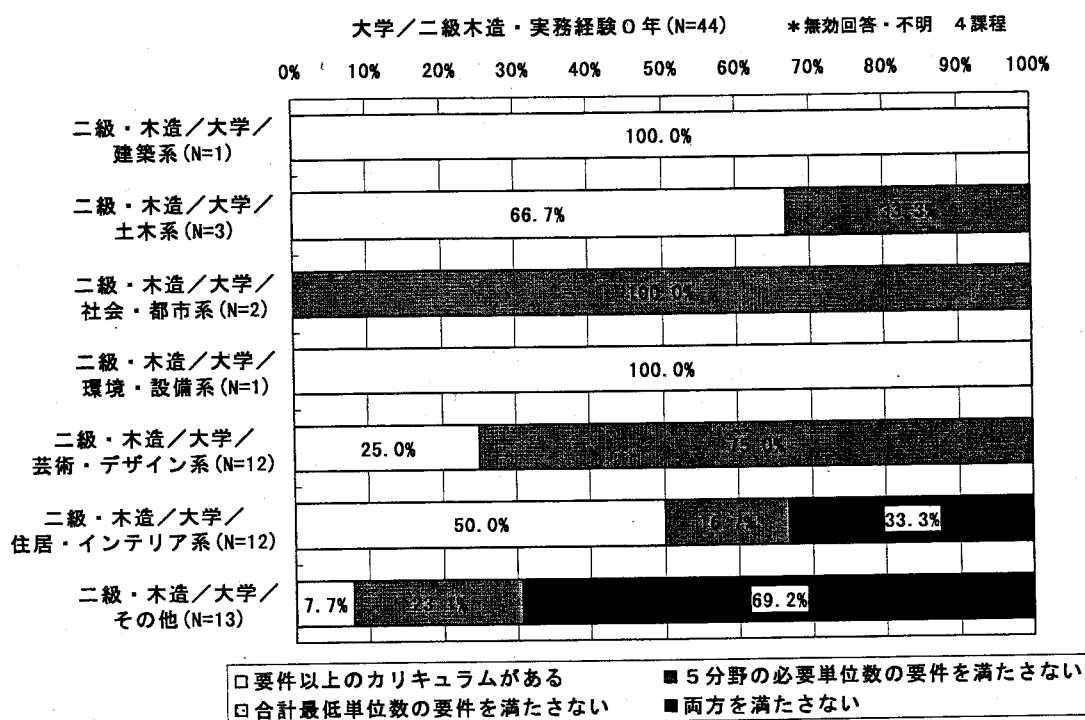
- ・ 一級建築士受験資格を保有する建築系の高等専門学校については、半数以上の課程が「一級・実務経験4年」の要件に適合するカリキュラムを有している。
- ・ 建築系以外の高等専門学校には、「一級・実務経験4年」の要件に適合するカリキュラムを有している課程はない。



《4年制大学／二級木造・実務経験0年》

～「合計最低単位数」40単位以上、5分野の必要単位数20単位以上～

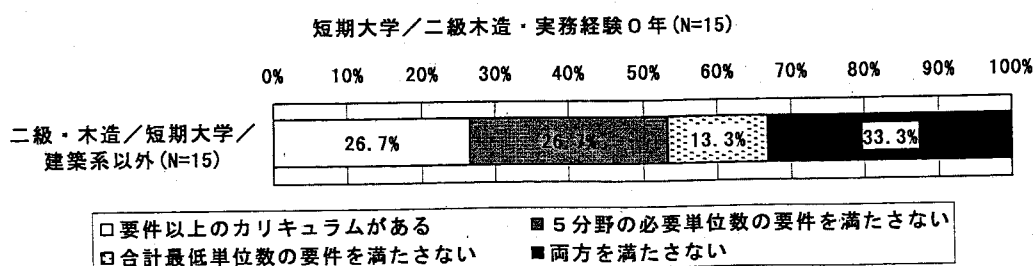
- ・ 二級・木造建築士受験資格を保有する（一級資格なし）建築系大学は、1課程のみ回答があり、「二級木造・実務経験0年」の要件に適合するカリキュラムを有している。
- ・ 土木系大学については、2／3が「二級・実務経験0年」の要件に適合するカリキュラムを有している。
- ・ 社会・都市系大学には、「二級・実務経験0年」の要件に適合するカリキュラムを有している課程はない。
- ・ 芸術・デザイン系大学については1／4、住居・インテリア系大学では半数が「二級・実務経験0年」の要件に適合するカリキュラムを有している。



《短期大学／二級木造・実務経験0年》

～「合計最低単位数」40単位以上、5分野の必要単位数20単位以上～

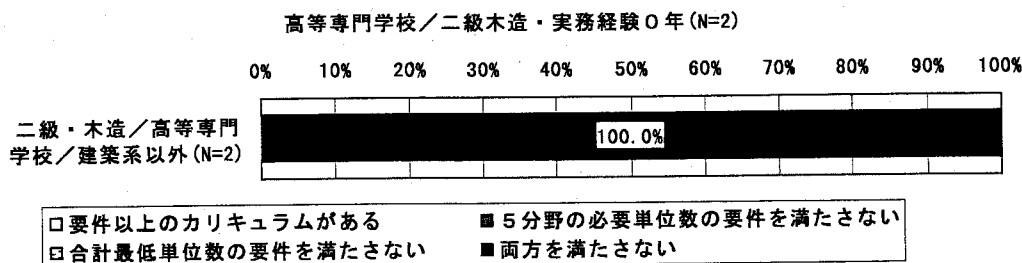
- ・ 二級・木造建築士受験資格を保有する（一級資格なし）建築系以外の短期大学については、「二級木造・実務経験0年」の要件に適合するカリキュラムを有していない課程が3／4である。



《高等専門学校／二級木造・実務経験0年》

～「合計最低単位数」40単位以上、5分野の必要単位数20単位以上～

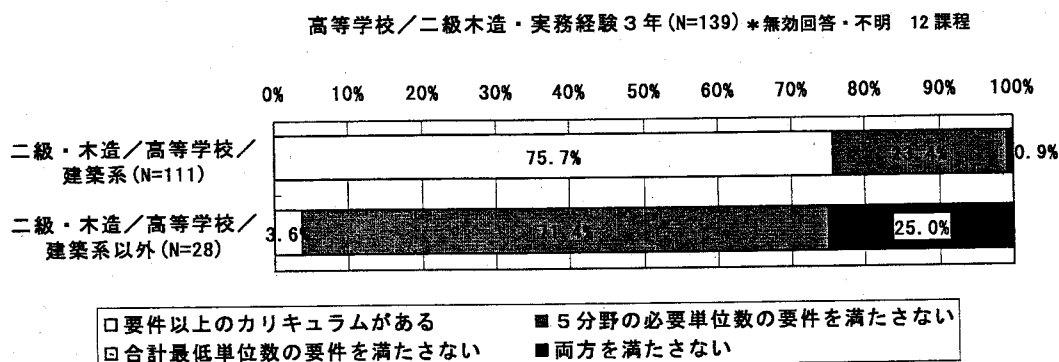
- ・ 二級・木造建築士受験資格を保有する（一級資格なし）建築系以外の高等専門学校には、「二級木造・実務経験0年」の要件に適合するカリキュラムを有している課程はない。



《高等学校／二級木造・実務経験3年》

～「合計最低単位数」20単位以上、5分野の必要単位数15単位以上～

- ・ 二級・木造建築士受験資格を保有する建築系の高等学校については、3/4が「二級・木造・実務経験3年」の要件に適合するカリキュラムを有している。
- ・ 建築系以外の高等学校については、「二級木造・実務経験3年」の要件に適合するカリキュラムを有している課程がほとんどない。

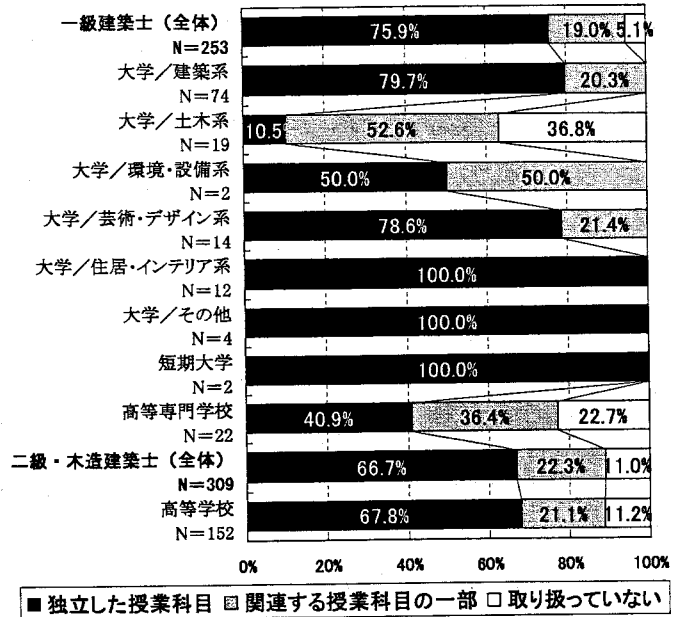


6) 建築法規、建築行政、職業倫理に関する授業の取り扱いの実態

《建築法規》

- 一級建築士受験資格保有課程では、大部分が「建築法規」を独立した授業科目としているが、大学／土木系の4割近くと、高等専門学校の2割以上が取り扱っていない。
- 二級・木造建築士受験資格保有課程では、2／3の課程が「建築法規」を独立した授業科目としている。

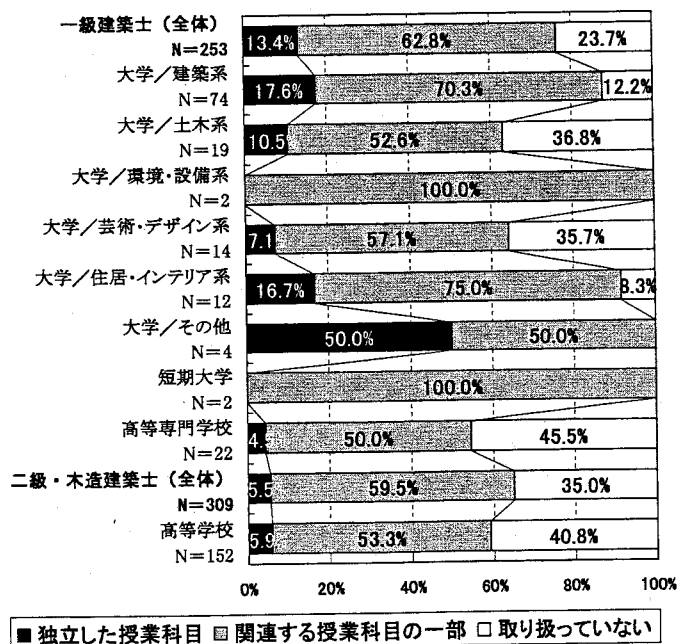
①建築法規(建築基準法の関連規定)



《建築行政》

- 一級建築士受験資格保有課程では、多くの課程が「建築行政」を、関連する授業科目の一部として取り扱っているが、大学／土木系、大学／芸術・デザイン系では1／3、高等専門学校では半数弱の課程が取り扱っていない。
- 二級・木造建築士受験資格保有課程では、1／3の課程が「建築行政」を取り扱っておらず、高等学校では取り扱っていない課程が4割にのぼる。

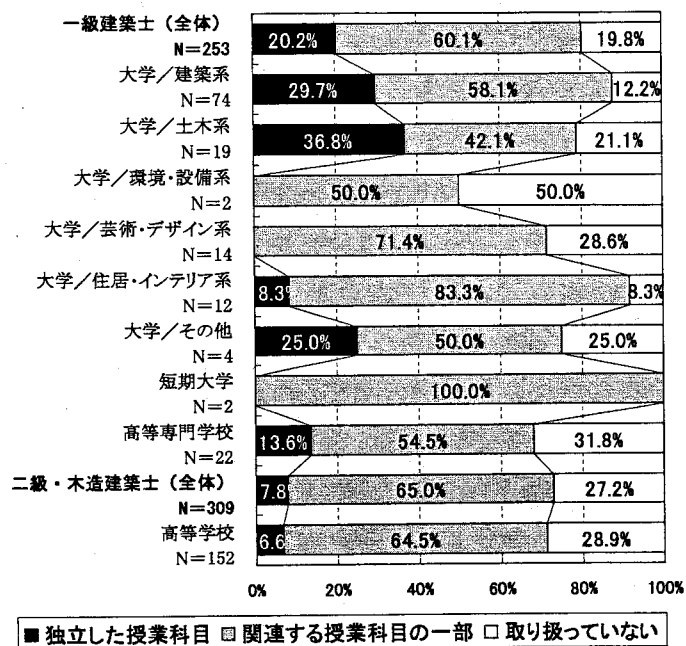
②建築行政(建築を取り巻く制度等)



《職業倫理》

- 一級建築士受験資格保有課程では、多くの課程で「職業倫理」を、関連する授業科目の一部として取り扱っているが、大学／環境・設備系では半数、高等専門学校では1／3程度の課程が取り扱っていない。
- 二級・木造建築士受験資格保有課程では、「職業倫理」を取り扱っていない課程の割合が3割程度と比較的多く、独立した授業科目としている課程はほとんどない。

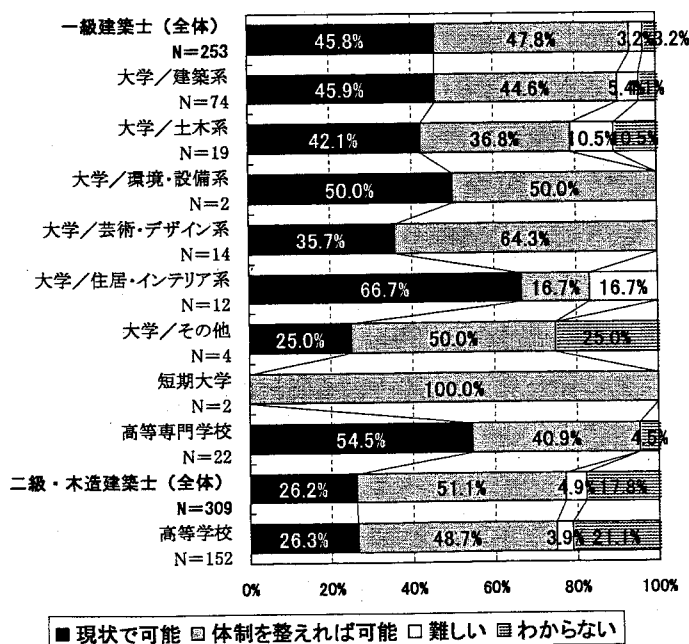
③職業倫理（建築士等の建築に携わる者としての職能や職業倫理）



7) 指定科目に該当する開講科目の確認手続きへの対応について

- 一級建築士受験資格保有課程では、「難しい」「わからない」という回答はほとんどなく、「現状で可能」「体制を整えれば可能」がほぼ半数ずつを占めている。ただし、大学／土木系では「難しい」と「わからない」の合計が2割みられる。
- 二級・木造建築士受験資格保有課程では、「現状で可能」「体制を整えれば可能」の合計が3／4であり、「わからない」が2割と高い。

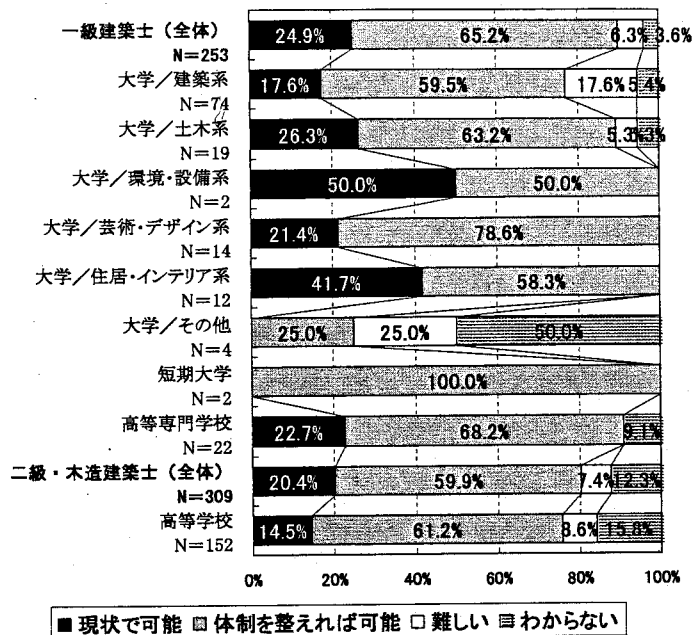
指定科目に該当する開講科目の確認手続きへの対応



8)「卒業証明書・建築士試験指定科目履修状況証明書」の発行の手続きへの対応について

- ・ 一級建築士受験資格保有課程では、「難しい」「わからない」という回答はほとんどなく、「現状で可能」「体制を整えれば可能」の合計は9割を占めている。ただし、大学／建築系で「難しい」と「わからない」の合計が2割程度みられる。
- ・ 二級・木造建築士受験資格保有課程では、「現状で可能」「体制を整えれば可能」の合計が8割であり、「難しい」と「わからない」の合計が2割と、一級より高い。

「卒業証明書・建築士試験指定科目履修状況証明書」の発行手続きへの対応



平成19年9月21日

中央建築士審査会

一級建築士試験の試験内容見直しの方向について（中間取りまとめ）

構造計算書偽装問題を踏まえ、建築士の資質、能力の向上等を目的とした建築士制度全体の見直しの一環として、中央建築士審査会において、一級建築士の試験内容の見直しについて、検討を進めてきました。今般、その概ねの方向性がとりまとめられましたので、これを社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会建築士制度小委員会に報告します。

今後、建築士制度小委員会等における建築士制度見直しの議論の方向性を踏まえ、平成21年度からの試験内容見直しに向け、更なる検討を進めていく予定です。

〔見直しの基本的考え方〕

- 建築設計の高度化・専門分化に留意した上で、建築設計全般に関する基本的な知識・能力等を確認するとともに、専門分化している建築設計を調整し、取りまとめていく基本的な知識・能力等についても確認できる試験内容とする。
- 建築設計の実態からみて、出題分野のバランス、出題内容を見直す。
- 現在の試験内容と比較して、受験生に過度な負担を強いることのないように留意する。
- 試験内容見直しは平成21年試験からとし、その内容は平成20年4月までに概ね確定させる。

〔見直しの方向性〕

1) 学科試験

- マネジメント、環境・設備、建築士法や職業倫理、構造全般に関する出題を増加させる等の見直しを行う。
- そのうえで、現行の学科Ⅰ（計画）について、「計画」と「環境・設備」の2つの科目に分離する。
- 具体的な科目及び科目ごとの設問数は、
 - ①計画：20問程度、②環境・設備：20問程度、③法規：30問程度、
 - ④構造：30問程度、⑤施工：25問程度とし、これまでの五枝択一方式を四枝択一方式に変更する。
- なお、試験時間は現在の合計6時間から、30分～1時間程度延長させる。

2) 設計製図試験

- 現行の設計課題における要求内容は概ね維持したうえで、周辺環境に配慮した建築計画、配置計画等を要求することとする。
- 現行の設計課題に加え、記述・図的表現等の手段により、構造設計や設備設計の基本的な能力を確認する出題を行う。
- なお、試験時間は現在の合計5時間30分から、30分～1時間程度延長させる。

建築士制度小委員会委員名簿

小委員長	村 上 周 三	慶應義塾大学教授
	青 木 宏 之	(社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
	金 子 敏 夫	東京都都市整備局市街地建築部長
	木 原 碩 美	(社) 日本建築構造技術者協会会長
	久 保 哲 夫	東京大学大学院教授
	河 野 進	(社) 日本建築家協会元副会長
	笹 田 巳 由	全国建設労働組合総連合住宅対策部長
	戸 田 晴 久	大阪府住宅まちづくり部長
	服 部 岑 生	(社) 日本建築学会 建築教育認定事業委員会委員長
	藤 本 昌 也	(社) 日本建築士会連合会副会長
	牧 村 功	(社) 建築設備技術者協会会長
	町 井 充	(社) 建築業協会生産委員会設計専門部会委員
	三 栖 邦 博	(社) 日本建築士事務所協会連合会会長
	野 城 智 也	東京大学教授

建築士制度小委員会のスケジュール

4月18日（水）15：30～17：30

○ 第1回小委員会の開催

：検討事項、検討スケジュールの確認、委員からの論点のプレゼンテーション 等

5月25日（金）10：00～12：30

○ 第2回小委員会の開催（受験資格に関して集中的に討議）

：基本的枠組みの整理、委員からの受験資格に関する論点のプレゼンテーション
等

6月

7月27日（金）13：30～15：30

○ 第3回小委員会の開催（講習制度に関して集中的に討議）

：基本的枠組みの整理、委員からの講習制度に関する論点のプレゼンテーション
等

8月

9月21日（金）10：00～12：00

○ 第4回小委員会の開催（講習制度及び受験資格に関して集中的に討議）

：講習制度に関する論点整理 等

10月

11月6日（火）15：30～17：30

○ 第5回小委員会の開催（受験資格に関して集中的に討議）

：建築士受験資格について 等

12月6日（木）10：00～12：00

○ 第6回小委員会の開催

：（最終とりまとめの予定）

社会資本整備審議会答申（抜粋）（講習関連部分）

4. 建築物の安全性確保のために講ずべき施策

（1）建築士制度の抜本的な見直し

① 建築士に求められる資質、能力の確保等

適切な設計及び工事監理の業務を遂行できるだけの建築士の資質、能力の確保等を図るため、次の対策を講じる必要がある。

イ. 既存建築士の資質、能力の向上

現在、建築士となっている者については、建築士法第22条第1項で「設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない」とされているものの、昨今発生している事案を踏まえると当該努力義務規定では不十分であり、国民の生命、財産を守るために、必要な能力が維持向上されるよう具体的な措置が講じられる必要がある。

このため、建築士事務所に所属し、業に携わる建築士については、一定期間ごとの講習の受講を義務付けることとし、講習及び受講効果を確認するための修了考査の実施により、資格取得後の新たな建築技術への対応や建築基準法令等の改正への対応等必要な能力の維持向上が図られるよう措置すべきである。

② 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

建築設計が高度化・専門分化している実態を踏まえ、構造設計及び設備設計の適正化を図るため、次の措置を講ずべきである。

- ・一定規模以上の建築物等については、構造設計又は設備設計について高度な知識及び技能を有する一級建築士（特定構造建築士（仮称）、特定設備建築士（仮称））による構造又は設備に関する設計図書の作成又は法適合性証明を義務付けること。
- ・上記措置が確実に実施されるよう、建築確認申請時に、特定構造建築士又は特定設備建築士が自ら設計図書を作成した場合にはそれぞれ特定構造建築士又は特定設備建築士である旨を証する書類を、それ以外の場合には法適合性を証明した図書を建築確認申請書に添付しなければならないこととする。
- ・特定構造建築士又は特定設備建築士は、それぞれ構造設計図書又は設備設計図書の作成に関し一定以上の実務経験を有し、かつ、所定の講習を修了した者又はこれと同等と認められる者とする。

③ 建築士事務所の業務の適正化

建築設計の分業体制が常態化していることも踏まえつつ、業務の適正化を図るため、次の措置を講ずべきである。

- ・ 建築士事務所を管理する管理建築士について、一定の実務経験等の要件を付加するなど、その能力の向上を図ること。

社会資本整備審議会答申（抜粋）（受験資格部分）

4. 建築物の安全性確保のために講ずべき施策

（1）建築士制度の抜本的な見直し

① 建築士に求められる資質、能力の確保等

適切な設計及び工事監理の業務を遂行できるだけの建築士の資質、能力の確保等を図るため、次の対策を講じる必要がある。

ア. 新たに建築士になる者の資質、能力の確保

近年、構造計算や構造設計、設備設計の業務内容が高度化してきており、一級建築士については、こうした専門別の業務を理解して、指示し、チェックできるだけの能力が必要となってきた。また、構造及び設備の専門能力を有する一級建築士を育成し、そうした人材を確保することも必要となってきた。したがって、これからの一級建築士の資格付与は、こうした能力を獲得できる実務経験とその能力を確認するための試験によって厳格に判定することとすべきである。

現在、建築士試験の受験資格は、建築又は土木に関する正規の課程を卒業していること及び建築に関する一定期間以上の実務経験を有していることを基本的な要件としている。実務経験については幅広く認められており、大学院における研究期間等設計業務や工事監理業務の経験がない場合であっても受験資格が認められ、試験に合格すれば建築士として、設計業務等を行うことが可能となっている。

建築士の信頼を損なう事案の発生を踏まえ、建築士に本来期待されている設計及び工事監理に必要な能力を的確に検証した上で資格が付与されるよう、次のような措置を講ずべきである。

- ・ 受験資格である学歴要件については、受験希望者が、所定の学科を卒業しているかどうかではなく、建築士となるのに必要な知識等を修得可能な科目を履修しているか否かにより、判断すること。
- ・ 受験資格である実務経験については、原則として建築士の独占業務である設計及び工事監理の業務に関するものとし、建築士事務所の管理建築士等に証明させることとする。
- ・ これらの見直しの一貫として、専門能力を有する技術者の受験資格についても適切に見直しを行うこと。
- ・ さらに、構造及び設備等の専門分野の設計の重要性が増すなど高度化・専門化する建築設計に対応するため、試験内容についても適切に見直しを行うこと。

一級建築士の受験資格に係る教育課程認定の運用基準(平成 15 年 4 月改訂)

審査においては以下の基本的な要件を満たすことを総合的に確認することとし、教育課程のカリキュラム、授業時間数、専任教員に係る詳細は別紙の運用細則に基づいて認定する。

- ①当該課程の授業科目に対応した適切な授業内容、授業時間数、専任教員等を有し、それらが継続的に維持されること。
- ②建築士法施行規則第 11 条第 3 項に掲げる必要な知識を習得するための科目を網羅しており、教育課程の教育上の目的に応じて体系的に編成されていること。
建築計画、環境工学、建築設備（設備機器の概要を含む。）、構造力学、建築一般構造、建築材料、建築施工、建築積算、建築法規 等
- ③構造力学、設計製図、建築材料実験（又は測量実習）を必修科目としており、それらに対応する専用の製図室及び材料実験装置等を有すること。
- ④専任教員の専門分野に偏りがいないこと。（建築計画、環境工学、建築設備、構造力学、建築一般構造、建築材料、建築材料実験又は測量実習、設計演習のそれぞれを担当する専任教員を適切に設置すること。）

教育課程認定の運用細則

1. 入学資格（専修学校の場合）

学校教育法による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者

2. 卒業要件となる専門科目の単位数

大学：65単位以上

専修学校：60単位以上

※専修学校で単位制を取っていない課程は、1単位＝25実時間として換算すること。

3. 講師以上（教授、助教授、専任講師等）で申請課程所属の専任教員

・専任教員の数

5名以上（ただし、十分に余裕を持った数とすること。また、一級建築士を含むことが望ましい。）

・専任教員1人当たりの学生数

30人以下が望ましい。

4. 専任教員の資格

給与月額が14万円以上であり、かつ次の各号のいずれかに該当する者

一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を卒業した後、教育等に関して5年以上の実務の経験を有する者

二 高等学校及び専門学校（旧高等学校令（大正7年勅令第389号）による高等学校及び旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校をいう。）を卒業した後、教育等に関して10年以上の実務の経験を有する者

三 一級建築士であり、かつ教育等に関して5年以上の実務の経験を有する者

5. 授業科目

〔別表〕に示す授業科目を標準とし、〔参考〕に示す受験資格に係る教育課程のカリキュラム構成の現状等を踏まえ、教育課程の教育上の目的に応じて総合的に判断する。

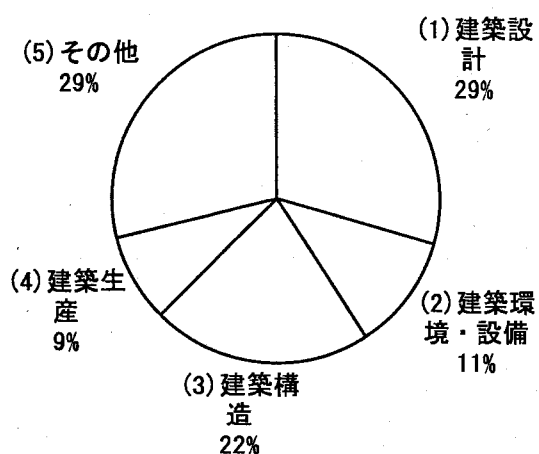
〔別表〕 授業科目

大分類	小分類	標準的な授業内容
建築設計 ・計画	建築計画	単体建物や空間の計画のもとになる人間の行動や意識と空間との相互作用に関するもの (例：建築計画、住宅計画、都市計画 等)
	設計製図	建築物及び工作物等を製作したり施工したりするために、その形態、材料、構造などを決め、図面などに表示する演習等 ※戸建住宅、集合住宅（中・高層以上）、非木造の特殊建築物（事務所、図書館、劇場等）の設計製図は必修とすること。 (上記必修以外の例：複合建築物の設計製図 等)
建築環境 ・設備	環境工学	建築等の環境において人体の健康に及ぼす影響を考察するもの (例：音環境、光環境、熱環境、空気環境 等)
	建築設備	建築等に設けられる各種の環境形成・維持システムや、各種の利便設備、安全設備及びそれらを運転するために必要なエネルギー供給設備に関するもの (例：空調設備、換気設備、給排水設備、電気設備 等)
建築構造	構造力学	構造物の応力や変形を求める構造計算の基礎理論 ※材料力学、静定構造の弾性解析、不静定構造の弾性解析は必修とすること。 (上記必修以外の例：骨組の弾性解析、振動学 等)
	建築一般構造	一般に建築物等を実態的に構築する方法に関するもの (例：木質構造、鉄筋コンクリート構造、鋼構造、鉄骨鉄筋コンクリート構造 等)
建築生産	建築材料	建築物及び工作物等を使用される材料及び仮設材に関するもの (例：木材、コンクリート、鉄筋コンクリート、鉄骨の性質 等)
	建築施工	建築又は建設の工事の実施に関するもの (例：建築施工 等)
	建築積算	建築等の工事において設計図書などから工事費等を予測する作業に関するもの (例：建築積算 等)
	建築材料実験	建築物及び工作物等を使用される材料及び仮設材の特性等を理解するために行う実験等 ※材料系実験、構造系実験、環境工学系実験等のいずれかを必修とすること。
その他	建築法規	建築物等に関する基準などを定めた法律及び命令に関するもの (例：建築基準法、建築基準関係規定 等)
	測量実習	土地及びそれに付随するものの形や大きさの計測に関する実習等 (例：測量実習 等)
	その他	その他 (例：日本建築史、世界建築史 等)

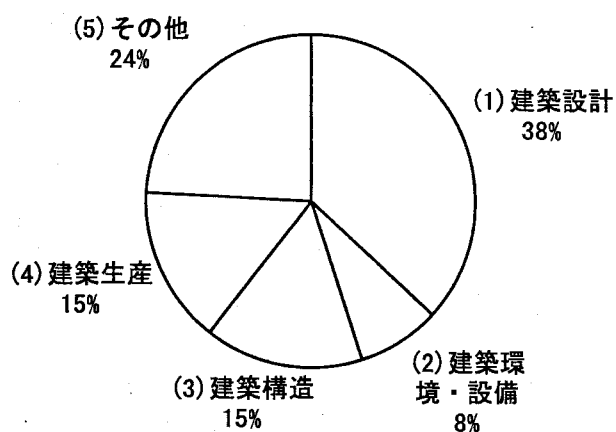
〔参考〕 大学（建築）及び専修学校（２年制）におけるカリキュラム構成比率の現状
〔平成 14 年度アンケート調査より〕

1. 提供単位数（必修を含む。）

①大学（建築）

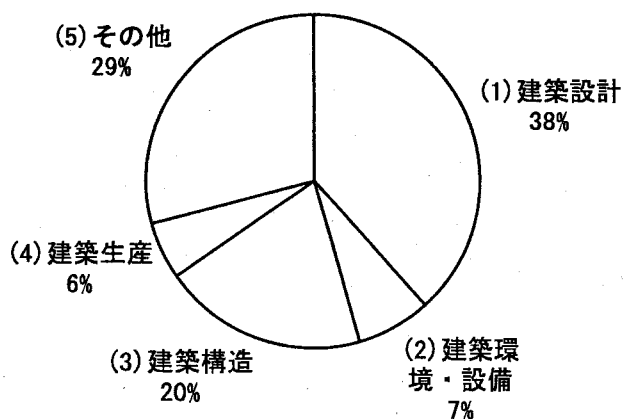


②専修学校（２年制）



2. 必修単位数

①大学（建築）



②専修学校（２年制）

